

山梨県林政部情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 本要領は、山梨県林政部が発注する森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）において、工事施工中の受発注者間の事務の効率化のために利用する、情報共有システムの試行に関して必要な事項を定める。

(情報共有システム)

第2条 この要領における情報共有システムは、受発注者間の書面のやりとりを電子的に処理することが可能なICT技術を活用した情報共有システム（グループウェア）をいう。

(対象工事)

第3条 本要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、情報共有システムの利用により事務の効率化が期待される工事とする。

(電子的に授受する書類)

第4条 情報共有システムにより電子的に授受する書類（以下「電子書類」という。）は、受発注者が工事着手時に、別表に基づき協議して決定する。

(電子書類の決裁)

第5条 電子書類の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。但し、電子化を行わない書類の決裁は、従前の方法によるものとする。

(電子納品)

第6条 この要領に基づき作成した電子書類は、「山梨県林政部電子納品要領」に基づき電子納品を行うものとする。

(対象工事の明示)

第7条 当該要領を適用する場合は、「発注者指定型」または「受注者希望型」のいずれかとし、公告文中に当該要領の対象工事であることを明示する。

- ・発注者指定型：情報共有システムの利用を義務づけた工事
- ・受注者希望型：受注者の希望により情報共有システムの利用が可能である工事

2 前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から情報共有システムの利用希望があった場合は、協議により対象工事にすることができるものとし、その取り扱いは、受注者希望型と同様とする。

(情報共有システムの選定)

第8条 利用する情報共有システムのサービス提供事業者の選定は、別紙「山梨県林政部情報共有システム機能仕様書」に適合しているものの中から、受発注者が協議して決定する。

(情報共有システムの利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費は、共通仮設費の率計上分に含まれるものとする。

(情報漏洩の防止)

第10条 受発注者及び情報共有システムのサービス提供事業者は、互いにデータの流出・改竄防止、個人情報の保護に万全を期すものとする。

(その他の事項)

第11条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

令和3年10月1日から施行する。

別表 提出書類一覧表

提出書類	添付書類	システム利用の可否	情報共有システム利用時の処理
工事打合簿(様式1)		可	原則として、情報共有システムの決裁機能を利用する。
施工計画書		可	
再生資源利用計画書		可	
再生資源利用促進計画書		可	
イメージアップ(計画書)		可	
設計図書の照査確認資料		条件付可	所属長決裁を要する工事打合簿は、監督員が打合簿及び添付書類を1部印刷し紙による決裁とシステムによる決裁を受けるものとする。(併用決裁)
工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)		可	
工事測量成果表(設計図書との照合)		条件付可	所属長決裁を要する工事打合簿は、監督員が打合簿及び添付書類を1部印刷し紙による決裁とシステムによる決裁を受けるものとする。(併用決裁)
施工体制台帳		可	
施工体系図		可	
下請施工体系図		不可	従前通り、紙媒体で提出
材料承認願	品質証明書	条件付可	システム提出書類は複製を可とする。原本は監督員が現場へ臨場する際に提示を受け、原本性を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	見本片	条件付可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。現物は監督員が現場へ臨場する際に提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
段階確認の日時調整		可	従前の電子メールに代え、情報共有システムのスケジュール機能を利用することを原則とする。
段階承認願に添付する社内検査結果		可	社内検査員の押印に替えて、情報共有システムの決裁機能を利用してもよい。
土・休日・夜間作業届		可	電子メールに代え、情報共有システムの利用を原則とする。
工事履行報告書		可	
建設機械使用実績報告書		可	
工事事故報告書		不可	従前通り、紙媒体で提出

提出書類		添付書類	システム利用の可否	情報共有システム利用時の処理
	創意工夫		条件付可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。 原本や見本片は、監督員が現場へ臨場する際に提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	関係官公庁協議資料	許可書写	可	
	打合せ議事録		可	
	工法変更		条件付可	所属長決裁を要する工事打合簿は、監督員が打合簿及び添付書類を1部印刷し紙による決裁とシステムによる決裁を受けるものとする。（併用決裁） 原本や見本片は、監督員が現場へ臨場する際に提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	数量変更		条件付可	
	材料変更		条件付可	
	現場条件の相違		条件付可	
	監督員が指示するもの		条件付可	